髙和果公報

目 次

規則				
○貝並吊柱四件(よくなりに目の曲山				1
○資金管理団体の指定の届出 ○資金管理団体でなくなった旨の届出				6 7
○政治団体の解散の届出				6
○政治団体の届出事項の異動の届出(2個	牛)			5
○政治団体の設立の届出(2件)	'H- \			4
高知県選挙管理委員会告示				
○都市計画の変更の図書の縦覧	(都)	†計画	当課)	3
公告	/ Lam		·	
保要配慮者居住支援法人の指定	(住	宅	課)	3
供給の促進に関する法律による住宅確				
◎住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の				
○道路の供用開始	(IJ)	3
○道路の区域変更	(道	路	課)	3
○公共測量の終了の通知 (8件)	(IJ)	2
○公共測量の実施の通知 (4件)	(用±	也対策	育課)	2
意見の概要 (3件)	(IJ)	2
○大規模小売店舗の変更の届出に関する				
○大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営	営支担	爰課)	1
○救急病院の認定	(医病	 	(課)	1
告示				
部を改正する規則				1
◎高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条係	列施行		 (()の一	-
規則				ページ

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第41号

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則の一部 を改正する規則

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則(平成30年高知県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条第2項を 次のように改める。 2 条例第7条第1項に規定する借受者(以下「借受者」という。)は、知事が別に定めるところにより、奨学金を振り込む口座を指定しなければならない。指定した口座を変更しようとするときも、同様とする。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

別記第7号様式、別記第10号様式、別記第12号様式、別記第14号様式、別記第16号様式、別記第16号様式、別記第18号様式から別記第20号様式まで、別記第22号様式及び別記第23号様式中「印」を削る。

附具

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第206号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第 1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

医療機関の名称 所 在 地 認定年月日 認定の有効

島 津 病 院 高知市比島町四丁目 令 5 · 4 · 令 8 · 4 · 6番22号 11 10

仁 淀 病 院 吾川郡いの町1369 令5・4・ 令8・3・ 1 31

高知県告示第207号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模 小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる 事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労 働部経営支援課に提出することができる。

会和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 株式会社エステート北村 代表取締役 北村 光之
- (2) 届出者の住所

南国市大埇甲1150番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

m a c 南国大埇店

南国市大埇字門田甲746番地6ほか

(4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並

びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エステート北村 代表取締役 北村 光之 南国市大埇甲1150番地

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎 太郎	愛媛県西条市西田 甲590番地 2

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日 令和5年11月16日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,320平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数

50台

イ 駐輪場の収容台数

10台

- ウ 荷さばき施設の面積 33平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 7.9立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び 閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前零時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午前零時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 1 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間 帯

午前6時から午後8時30分まで

2 届出年月日

令和5年3月15日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 南国市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏 名

账

- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第208号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下 「意見」という。)の対象となった届出に係る告示 令和4年11月高知県告示第853号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所 在地

イオンモール高知

高知市秦南町一丁目144番地の1

3 意見の概要

特に意見はありません。

高知県告示第209号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下 「意見」という。)の対象となった届出に係る告示 令和4年11月高知県告示第858号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所 在地

サニーマート高須店・高知ファミリープラザ 高知市葛島一丁目10-71ほか

3 意見の概要

特に意見はありません。

高知県告示第210号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下 「意見」という。)の対象となった届出に係る告示 令和4年12月高知県告示第914号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所 在地

イオン高知旭町店

高知市旭町三丁目94番地

3 意見の概要

特に意見はありません。

高知県告示第211号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年3月6日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量 (用地測量)

2 作業期間

令和5年3月2日から同年8月31日まで

3 作業地域

幡多郡黒潮町浮鞭地内

高知県告示第212号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年3月20日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量 (用地測量)

2 作業期間

令和5年3月20日から同年9月29日まで

3 作業地域

幡多郡黒潮町浮鞭地内

高知県告示第213号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年3月22日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量 (用地測量)

2 作業期間

令和5年3月27日から同年8月31日まで

3 作業地域

幡多郡黒潮町荷稲地内

高知県告示第214号

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年3月29日に受けたので、測量法(昭和

24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の 規定により告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)

2 作業期間

令和5年4月3日から令和6年3月25日まで

3 作業地域

南国市岡豊町滝本

高知県告示第215号

高知県土木部中央東土木事務所長から令和4年5月高知県告示第495号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第216号

高知県土木部高知土木事務所長から令和4年7月高知県告示第641号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第217号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から令和4年8 月高知県告示第681号(公共測量の実施の通知)で告示した公共 測量が令和4年7月21日に終わった旨の通知があったので、測量 法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条 第3項の規定により告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第218号

高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から令和4年8月高知県告示第701号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第219号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和4年8月 高知県告示第708号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測 量が令和5年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法 (昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第 3項の規定により告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第220号

高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年8月高知県告示第709号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年3月16日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第221号

南国市長から令和4年10月高知県告示第792号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年3月3日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第222号

香美市長から令和4年10月高知県告示第794号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年3月3日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第223号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年4月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名中土佐佐賀
- 3 道路の区域

高岡郡中土佐町久礼 12.9 字二ツ石6782番13か 前 (ヹ 間	延 長 (メートル)
ら 高岡郡中土佐町久礼	ニツ石6782番13か	108

字二ツ石6782番3ま		12. 9	
で	後	}	108
		56. 4	
		30.4	

高知県告示第224号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年4月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町寺野字下西 野地233番 1	131	令和5年4月18 日

高知県告示第225号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成19年法律第112号。以下「法」という。)第40条の規定に 基づき住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をしたので、法第41 条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所 特定非営利活動法人GIFT 高知市万々519-1 四季の森ハイツ301
- 2 支援業務(法第42条に規定する業務をいう。)を行う事務所 の所在地

高知市万々519-1 四季の森ハイツ301

3 指定年月日

令和5年3月23日

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和5年4月18日

高知県知事 濵田 省司

1 都市計画の種類

高知広域都市計画地区計画 南国篠原産業団地地区計画

2 縦覧場所

高知県十木部都市計画課及び南国市役所

c:

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等 の区域を単位とし て設けられる支部	届出年月日
自由民主党高知市 南西支部 (竹村 邦夫)	山﨑 真人	高知市瀬戸南町二丁目8-48	0	令5· 2·9

高知県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

名称	代表者の氏 名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	届出 年月 日
小笠原良後 援会	小笠原 良	小笠原 良	安芸郡奈半利 町乙1387	令 5 • 2 • 1
澤田智則後援会	澤田智則	澤田智則	土佐郡土佐町 田井2793	令 5 • 2 • 1
川村みちよ 後援会	川村 三千	小島 多佳 子	宿毛市平田町 戸内991番地	令 5 • 2 • 3
山本大輔後 援会	酒井 祥成	山本 俊之	高岡郡四万十 町十川120- 2	令 5 • 2 • 7
山岡みさよ 後援会	山岡 美佐代	山岡 美佐代	幡多郡三原村 宮ノ川1271- 81	令 5 • 2 • 10
尾﨑一マ後 援会	尾﨑 一マ	尾﨑 一マ	安芸郡北川村 大字小島63	令 5 • 2 • 10
こやまとし お後援会	小山 利王	松本 龍造	室戸市浮津 393-1	令 5 • 2 • 21
くぼた浩後 援会	久保田 浩	久保田 寅代	室戸市元甲 1987	令 5 • 2 • 28

高知県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 政党の支部(国会議員関係政治団体以外の政党の支部)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	自由民主党高知 県建設支部 (嶋﨑 勝昭)	杉本 貞雄	異動なし	異動なし	令 5 · 2
新	(門局岬月))	嶋﨑 勝昭			• 1

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月日
旧	常石ひろたか後 援会 (常石 博髙)	異動なし	異動なし	安芸郡田 野町2429 - 1	令 4 • 5 • 6
新				安芸郡田 野町3137 - 4	
旧	サニーマート労 働組合政治連盟 (塩坂 博史)	肥本 博昭	異動なし	異動なし	令 5 · 2 · 1
新	(塩奴 (中文)	塩坂 博 史			• 1
旧	松岡由紀彦後援 会 (松岡 由紀	異動なし	松岡 健比古	異動なし	令 5 • 2 • 20
新	彦)		松岡 由紀彦		20

旧	高橋立一後援会 (塚地 久夫)	異動なし	高橋 末	異動なし	令 4 · 3 · 19
新			髙橋 友恵		. 19
旧	国際勝共連合高 知県本部 (野村 芳秀)	森下 伸 広	森下 伸 広	高岡郡日 高村本郷 1454	令 5 • 2 • 25
新		野村 芳	野村 芳	南国市篠 原812	
旧	森正彦後接会	田鍋 勝	異動なし	異動なし	令 5
新	(森 真澄)	森 真澄			• 10

高知県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第7条第1項の規定による政治 団体の届出事項の異動の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表す ス

令和5年4月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称 (代表者の氏名)	異動事項	lθ	新	異動年月日
皇紀二千七百年党 (廣田 晋一郎)	会計責任者 の氏名	中島 康治	森田 美幸	令 5 · 2 · 21

高知県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
小笠原良後援会	小笠原 良	平27 · 12 · 30
中平定男後援会	山本 恒和	令4・12・26
山戸かん後援会	山戸 勉	令4・12・31
安岡明後援会	安岡 明	令5・2・13
吉村あつこ後援会	吉村 アツ子	令5・2・13
岩井優之介後援会	山本 哲資	令4・11・1
平和憲法21フォーラム	江渕 征香	令5・2・24
田中ぜんサポーターズクラ ブ	植木 寛	令5·2·16

高知県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

資金管理団体

資金管理団体 の届出をした 者(代表者) の氏名	公職の 種類	名称	主たる事務所の所在地	指定 年月 日
前田 強	高知県 議会議 員(候 補者)	前田強後援会	高知市竹島町 82-3	令 5 • 2 • 5

cO

高知県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

資金管理団体の届 出をした者の氏名	名称	資金管理団体 でなくなった 年月日
安岡 明	安岡明後援会	令5・2・13
吉村 アツ子	吉村あつこ後援会	令5・2・13